

農産物検査器をリニューアル!

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするように見直され、令和4年2月に農産物検査規格が改正されました。(下記、《農産物検査の見直し》を参考下さい)

生産者通信

(有)エコ・ライス新潟
定価 100円(送料込)



穀粒判別器

米粒食味計：食味値やたんぱく質を測り、お米の美味しさの判断ができます。



測定結果

穀粒判別器			
	重量比率	粒数比率	粒数
○整粒	86.5	84.1	780
●着色粒	0.0	0.0	0
●死米	0.0	0.0	0
●胴割粒	0.7	0.6	6
●碎粒	0.4	0.5	5
●白未熟	0.2	0.2	2
その他	12.2	14.6	135
測定粒数			928

食味計		
食味値	79	D/W/A
たんぱく質	7.2	D
水分	16.1	
アミロース	18.7	
脂肪酸度	11.7	

結果によって、米の評価が変わる可能性があります!たんぱく質と脂肪酸度要チェックです。

← 玄米を上下左右から測定(正確な情報が得られます)

水稻うるち玄米の規格について、これまでの規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」ができました。これにより、容積重、白未熟粒、水分、死米、胴割粒、などの項目について数値で詳しく知ることができます。

(参考) 農産物検査の見直し (イメージ)

《農産物検査の見直し》

農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるよう検討・見直し

(Before)

熟練を要する目視を中心とした検査

- ・目視検査による限界や地域間、検査員間のバラツキ
- ・多様化する流通、実需者・消費者ニーズへの対応の遅れ
- ・人口減少下での農業者・検査現場の負担の増大

○ 目視検査による限界や地域間・検査員間のバラツキ



○ 多様化する流通やニーズへの対応の遅れ



○ 農業者・検査現場の負担の増大



(After)

流通・販売・消費の多様化に対応する機械検査

- ・機械測定で「数値」で米の特徴を精緻に示すバラツキの少ない検査
- ・生産から流通までのデータを活用する「スマート・オコメ・チェーン」を構築
- ・国際的な考えに基づく検査手法の簡素化・合理化、
- ・検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

サンプリングの簡素化	検査できる品種の拡大	多様な包装の活用	QRコード等による検査証明
機械による検査(測定値で証明)	量目検査の簡素化	検査を要件とする食品表示、補助金の見直し	

等

生産から消費に至るまでの情報を連携・活用する「スマート・オコメ・チェーン」の構築

- ・米の栽培や販売方法等に関して農業者に多様な選択肢が提供
 - ・農産物検査の合理化により農業者や現場の負担が軽減
- 農業者の所得向上・米関連事業の発展



米出荷時のお願い

水分と量目に 注意してください!



米の水分過多や量目不足、検査証明書の記入漏れにご注意下さい。検査できず、お持ち帰りいただく場合もあります。作業に入る前に今一度確認をお願いします!

1 玄米水分量

うるち玄米 ▶ 15.0%以下

醸造用玄米 ▶ 15.0%以下

※目標水分値

2 量目(風袋込数量)

紙袋 ▶ 30.5kg以上

1,080kg
フレコン ▶ 1,091kg以上

3 紙袋について

検査証明欄の 記載は確実に!

● 印部分は確実に記入
して出荷をお願いします

(左記載例は「コシヒカリBL」の場合)

※BLの場合、検査証明欄・銘柄
には《コシヒカリ》、検査請求者
記載欄・品種名には《コシヒカ
リBL》と記入してください。

検査証明書		
令和4年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘柄 新潟県産	コシヒカリ	ERN
正味重量規格	30kg	
検査請求者記載欄		
検査請求者	●●●●●● (生産者名)	
住所	●●●●●●●●●● (住所)	
代理人	● (有)エコ・ライス新潟	
住所	● 長岡市脇川新田町字前970-100	
生産地	● 新潟県	
品種名	● (コシヒカリBL)	

4 フレコン・紙袋記入表

令和4年産 フレコン・紙袋 記入表			
氏名	○	フレコン NO.	○
品種	○	圃場番号	○
制度(○で囲う)			
栽培方法	有機・有機転換中 無農薬・減無・減減・一般		
区分	酒米・加工・米粉・輸出		

重要!

昨年に引き続き
お願いします!

フレコンの場合
→ポケットに
紙袋の場合
→紙袋に挟むか
ご持参下さい

※ 記入表は「米穀検査事前提出書類」と一緒にお届けしております。

6 荷造り

※米袋がパレットの外側にはみ出さないように、上面を平ら積んでください。
※等級印が押せるように、検査証明欄が見えるようにお願いします。



5 納品書も忘れずに!

平成22年10月からスタートした「米トレーサビリティ法」の関係で必要になります。

納品書への記載が必要な項目

- ①品名 ②産地
- ③数量 ④年月日
- ⑤取引先名 ⑥生産者の氏名
- ⑦用途限定の場合はその用途 (加工用米・新規需要米など)

※ 納品書の写しは必ず保管をしてください

7 機械の清掃の徹底

※収穫前に作業室内の清掃をお願いします。
※他の品種、クサネムの種、ヒエの種等の異物が混入した場合は、荷受けができない場合もありますので、十分に注意してください。



しっかりと荷造りされていない場合、検査証明ができず、荷受けを保留又は積み替えていただく場合もありますのでご注意ください。

お知らせ

屑米の入荷は受付けておりませんのでご了承ください